

追加議案第 1 号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

立木の処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 3 年 3 月 17 日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第4号

専 決 処 分 書

立木の処分については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和3年2月24日

大田原市長 津久井 富雄

記

- 1 処分財産 立木（スギ、ヒノキ、アカマツ等）
- 2 材 積 17,738.05立方メートル（29,396本）
- 3 売払金額 109,670,000円  
（うち市収入分 79,431,000円）
- 4 売払の相手方 東京都江東区東陽5丁目30番13号  
協和木材株式会社  
代表取締役 佐川 広興